

福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針

令和2年3月31日

令和2年4月17日改正

令和2年4月20日改正

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

3月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定め、更に4月7日、4月11日、4月16日にそれぞれ改正されたことから、今後講じるべき対策について下記により県の基本方針を定める。

記

1 現在の状況

国内では感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制のひっ迫など、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況にあることから、令和2年4月7日に政府新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は、法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域として東京都ほか6府県を指定した。

また、令和2年4月11日には、法第24条第9項に基づき、特定都道府県（緊急事態の対象区域に属する都道府県）以外の都道府県に対して、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く促すこととされたところである。

更に、全国的に感染拡大が続く中、政府新型コロナウイルス感染症対策本部長は、これまでの施策をさらに加速させ、接触機会の低減に徹底的に取り組むことで、事態を収束に向かわせるため、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指し、令和2年4月16日から令和2年5月6日までを期限として本県を含む全都道府県に緊急事態措置の対象地域を拡大した。

本県でもいつ大規模な流行が発生するか分からない状況にあることから、接触機会の低減を徹底し、県内の感染拡大を抑えて事態を収束に向かわせるため、県民及び県内事業者等に理解と協力を求め、外出自粛の要請、施設の利用制限の要請など、緊急事態措置の実施及び県内の感染拡大を抑えるための対策を講じることが重要である。

2 全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、県内において患者間の関連が認められた集団（以下「クラスター」という。）等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

3 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ア 県は、県民に対して、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供と呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
- ・ 国内外及び県内発生状況や県の対策に関する情報提供
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の徹底、体調不良が見られた場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛や、感染リスクを下げるための受診行動等、県民一人一人がとるべき行動についての呼びかけ
 - ・ 感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
 - ・ 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の三つの密（以下「三つの密」という。）を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は国として実施しないことを周知し、落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- イ 県は、国との情報連携により、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用するなど、様々な手段により県民に対して地域の感染状況に応じた情報提供、注意喚起を迅速かつ積極的に行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ア 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合積極的に検査を実施する。
- イ 県は、中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間の検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- ウ 県は、中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。

(3) まん延防止

- ア 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- イ 県は、まん延の防止に関する措置として、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指し、国の基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示した上で、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行う。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例として、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すことで、県民に理解を促すとともに、冷静な対応を求めることとする。
- ウ 県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。県が、法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請

を行い、また、県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を国が行うことから、参考にしていく。

- エ 県は、法第45条第2項に基づき要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるように、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- オ 県は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出していくこととする。
- カ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図っていく。
- キ 県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。
緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。なお、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有していく。
- ク 県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を促していく。
- ケ 県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう県民に促していく。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、県民に協力を要請していく。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求めていくこととする。
- コ 県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、強く自粛するよう促していく。

- サ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、県は、まずは在宅勤務（テレワーク）や、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進していく。
- 指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っていることを踏まえて、県は、取組の更なる強化を促す。
- また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すために、周知・広報に努めていく。
- シ 県は、県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策と「三つの密」を避けるために必要な対策を講じた上で、業務の継続を要請していく。なお、県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、県民生活・県民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意することとする。なお、事業の例示は、最後のページに別添として示してある。
- ス 県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努めることとする。
- セ 県は、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行うこととする。
- ソ 県は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促していくこととする。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を利用者へ呼び掛けるよう、県としても広報・周知に努めていくこととする。
- タ 県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- チ 県は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行うこととする。また、県は、クラスター発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。
- ツ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地

域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有していく。なお、臨時休業中の場合であっても同様とする。

- テ 県は、国が示した「保育所や放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等について」の考え方にに基づき、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施することについて呼びかける。また、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等が確保できるよう配慮するよう呼びかける。
- ト 県は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底していく。

(4) 医療等

- ア 県は、引き続き、帰国者・接触者相談センターによる相談及び帰国者・接触者外来での外来医療の提供を行い、患者が認められた場合には、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療提供を行う。
- イ 県は、患者が増加し、医療体制に支障を来すおそれがある場合に次の対応に切り替えていくことを想定し、医療機関、医師会等関係機関、市町村とも連携しながら必要な体制の構築に努める。
- ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握する。
 - ・ 軽症者等が自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合に、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、感染の更なるまん延防止に十分注意しながら、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
 - ・ 県は、軽症者を療養するためのホテルなど一時的な宿泊施設を確保し、療養に対応した環境整備を行う。
 - ・ 感染が疑われる患者の受診の増加に対し、帰国者・接触者外来での医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来をさらに増設する。
 - ・ さらに、患者が増加し医療提供体制の限度を超えるおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機

関での外来診療を行うため、必要な体制整備を図る。

ウ 県は、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、次のように医療体制の確保に努める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関のうち、重症患者を重点的に受け入れる医療機関の指定や感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関の設定など地域の医療機関の役割分担を行う。
- ・ 結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
- ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の協力について検討する。
- ・ 医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関の機能を維持するために必要な支援策を講じる。
- ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用について検討する。

エ 県は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、国、市町村、関係団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。

- ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」を徹底して避けること。
- ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること。
- ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること。
- ・ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること。
- ・ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと。
- ・ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、医療機関における面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。高齢者施設等の面会は緊急やむを得ない場合を除き、できる限り制限すること。
- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、入院患者、利用者の外出、外泊

を制限する等の対応を検討すること。

- ・ 入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

オ 県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

カ 県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、優先してPCR検査等を受けさせるようにする。

キ 県は、国と連携しながら、都道府県域を越える場合も含めた広域的な搬送と医療体制を検討する。

ク 県は、聴覚障がい者の手話通訳や外国人向けの医療通訳の整備など、国の制度を活用しながら引き続き強化する。

ケ 県は、市町村等が実施する法令に基づく健康診断や予防接種（乳幼児向け検診、予防接種など）については適切な感染対策の下で実施されるよう助言を行う。

(5) 経済・産業・雇用対策

ア 県は、国の政策に連動しながら、中小・小規模事業者、個人事業主や農林漁業者の方々が継続して事業に取り組めるよう、市町村、経済団体、事業者等と連携して、地域の実情に応じた機動的、必要かつ十分な経済財政対策等を実施する。

- ・ 資金繰り支援については、国の無利子無担保融資制度を周知するとともに、民間金融機関による無利子融資制度を速やかに創設する。
- ・ 事業継続支援については、中小企業から個人事業者まで幅広く対象となる新たな給付金制度について周知していく。
- ・ 雇用調整助成金については、特例措置の更なる拡大と簡素化された手続きの周知を図るとともに、県の中小企業労働相談所等でも丁寧に対応を行っていく。

イ 県は、食料の安定供給に重要な役割を担っている農業者等の生産者に対し、事業継続に向けた対応を周知する。

(6) その他

ア 人権等への配慮

(ア) 県は、患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や

偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。

- (イ) 県は、各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮して実施する。
- (ウ) 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国と協力して啓発等の必要な取組を実施する。
- (エ) 県は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。
- (オ) 県は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。
- (カ) 県は、医療スタッフの身体的負担、心理的ストレスを軽減できるよう、きめ細やかなケアを講じる。

イ 物資・資材等の供給

県は、マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国や企業と連携して確保を図るとともに、医療機関、福祉施設等に必要な配布を行う。

マスクや消毒薬等の物資を確保するため、マスクの転売行為や過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。

ウ 関係機関との連携の推進

- (ア) 県は、市町村や関係機関等と双方向の情報共有を強化し、連携しながら対策を推進する。
- (イ) 近隣の県が、緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたっては、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- (ウ) 県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議する等、迅速に情報共有を行う。
- (エ) 県知事は、次の場合に政府対策本部長にその旨及びその理由を報告する。
 - ・緊急事態宣言後の様々な措置を実施したとき。
 - ・特定市町村長及び指定地方公共機関の長が実施した措置について、報告があったとき。

エ 社会機能の維持

- (ア) 県は、国や市町村、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図ると

ともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。

(イ) 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、国等関係機関と連携し警戒警備を実施する。

(ウ) 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取り締まりを徹底する。

オ その他

県は、県内の発生状況や医療資源、経済社会状況等を踏まえ必要に応じて基本方針の変更を行う。

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）

- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。